

せどらーのための確定申告マニュアル

《せどらー確定申告のススメ》

－ 再配布可能レポート －

レポート作成者

月50万プロせどらーシゲキ

※このレポートはPDFのテンプレ装飾に欠けますが
プリントアウトして使用しやすいように作っています♪

【印刷時の用紙&インクの無駄遣い防止】のために
シゲキが意図して、わざと白背景で作ったものです。

～ 快適にお読み頂くために ～

シゲキ作成のレポートは、「目の悪い方」や「小さいディスプレイでも読みやすい」ように、あえて文字を大きめに作成しています。

逆に大きすぎて読みづらいなどの場合には↓



PDF 閲覧画面・上部メニューバー左のほうにある赤い四角で囲われた部分の＋ボタンをクリックして、画面の表示サイズをお好みに調整してお読みください。

※この方法は【AdobeReader】をご使用の場合です。

その他の PDF 閲覧ソフトをお使いの際には、各ソフトのマニュアルを参照してください。

■リンクに関して■

このレポート内に書かれている URL はクリックする事が出来ます。
出来ない場合には、最新の AdobeReader を無料でダウンロードしてください。
<http://www.adobe.co.jp/products/acrobat/readstep2.html>

■再配布に関して■

このレポートは改変しない限り、自由に再配布して構いません。ただし【無償での再配布に限ります】。有料での再配布は禁止です。一部の流用に関しても禁じます。

■著作権について■

このレポートは【著作権法で保護されている著作物】です。
このレポートの開封をもって、下記の事項に同意したものとみなします。

このレポートの著作権は【e-darwin】及び【シゲキ】に属します。
著作権者の許可無くこのレポートの全部又は一部をいかなる手段においても【複製、転載、流用、転売等することを禁じます】

このレポートは秘匿性が高いものであるため、著作権者の許可なくこの商材の全部又は一部をいかなる手段においても【複製、転載、流用、転売等することを禁じます】

著作権等違反の行為を行った時、
その他不法行為に該当する行為を行った場合には
関係法規に基づき損害賠償請求を行う等、
【民事・刑事を問わず、法的手段による解決を行う場合があります】

このレポートに書かれた情報は、作成時点での著者の見解等です。
著者は事前許可を得ずに誤りの訂正、情報の最新化、
見解の変更等を行う権利を有します。

このレポートの作成には万全を期しておりますが、
万一の誤りや不正確な情報等がありましても、
著者・パートナー等の業務提携者は一切の責任を負わないことをご了承下さい。
※くれぐれもこのレポートのご利用は自己責任でお願い致します。

～著者ご挨拶～

◆◆◇—————◇◆◆◆
本書はせどらーに向けた
税金の知識を記したマニュアルです。

専門のプロせどらーであるシゲキが、
自身の確定申告体験談と知識をレクチャーします。

税金本やタックスアンサーを参照した知識、
さらには専門家である税理士さんのアドバイスなど、
せどらーの確定申告に必要な情報をまとめたものです。

納税は国民の義務です。

簡単に始められるせどりですが、
利益が一定以上になれば当然

【納税の義務が発生し、確定申告が必要】
になります。

キチンと確定申告の知識を学び、
しかるべき納税をしましょう。

そして、ネットビジネス事業者の社会的地位の向上の為にも
社会に貢献できるせどらーを目指してください。

◆◆◇—————◇◆◆◆

目次一覧

第1章 《基礎知識編》

【確定申告】って一体なに？

確定申告が必要になる所得額とは？

「白色と青色」、申告方法の違いとは？

税務調査と厳しいペナルティ

第2章 《実践知識編》

じゃあ、まず何から始めればいいのか？

せどらーって何が経費になるの？

「自分の物を売った場合」も計上するの？

確定申告しなくていい方法は無いの？

第3章 《参考知識編》

個人事業主のためのオススメ税金本

初心者のお味方!!【簡易簿記対応・会計ソフト】

困ったときは《タックスアンサー》で調べよう!!

第1章 《基礎知識編》

【確定申告】って一体なに？

分かりやすく簡単に言うと、「確定申告」というものは
【手にした収入に掛かる税金を確定する手続き】のことです。

日本の税制は【申告納税制度】という制度になっており、
自らの所得と税金を計算して申告・納税する義務があります。

「所得や財産状況は本人が一番よく知っているはずだから」ですね。(笑)

一般的にサラリーマン以外の人と言うのは
源泉徴収による徴収ではないため、自分で計算して
支払う税金を申告しなければならないと言うわけです。

そしてせどら一は個人事業主ですから、
一年間の収益を計算し、確定申告をしなければなりません。

(※一定の金額を超えている場合です。次項にて解説します)

ちなみに期限を過ぎてしまった申告に関しても、
【過去五年間は遡って申告することが出来る】ので、
申告していなかった場合にもまとめて支払うことは可能です。

確定申告が必要になる所得額とは？

せどりを始めたからといって、
みんながみんな確定申告が必要なわけではありません。

そして確定申告したからといって、必ずしも
税金を払わなければいけない訳でもありません。

稼いだ金額(所得額)によって決められているのです。

細かい説明は省きますが、
その条件は以下のとおりです。

1. 専業で【年間38万円を超える所得のある人】
2. 副業で【年間20万を超える所得のある人】

所得とは「手元に残ったお金」のことです。
つまり、収入から経費を引いたものが所得です。

専業でせどりをしている人はおそらく、
年間38万円以上の所得になるでしょうから確定申告が必要になります。

そしてサラリーマンをしながら副業でせどりをしているのなら、
年間20万を超える所得がある場合には確定申告が必要です。

「白色と青色」、申告方法の違いとは？

確定申告には2種類の申告方法があります。

簡単に言えば、【白色申告】は初心者向け(簡易簿記)
【青色申告】は中・上級者向け(簡易&複式簿記)といった感じ。

白色申告は事前の手続きなど必要なく、帳簿もカンタン。
でも青色申告は事前に手続きが必要なうえ、難しく面倒です。
だけど細かくて大変なぶん、さまざまな恩恵に預かれます。

青色申告の主な特典としては・・・

1. 所得に対して更に【65万円の特別控除】が受けられる。
2. 三年間は赤字を繰り越せる。
3. 家族に払った給与を全額経費に出来る。

など。

なので一番オススメの申告方法は【青色の10申告】です♪

青色申告なのですが、「簡易簿記の帳簿で申告」が出来て、
特別控除が10万円になる以外は青色申告の恩恵を受けられる。

個人事業主にもってこいの、最もおいしい申告方法といえます!!

税務調査と厳しいペナルティ

キッチリと確定申告をしていないと、
ある日突然、税務調査に入られて追徴課税・・・なんてことも。

確定申告は毎年《2月18日～3月17日》という期日までに
去年一年間の所得に掛かる税金を申告することになっています。

なので少し期限に遅れた程度では多少のペナルティで済みますが、
故意に、悪意のある申告漏れに対しては厳しい処罰が待っています。。

【申告期限遅れ】・・・無申告加算税15%(調査前の自己申告なら5%)

【申告後の税金未納】・・・延滞税14.6%

【期限内の納付金不足】・・・過少申告加算税10%

【故意で悪意のある無申告】・・・重加算税35%(重い過失は40%)

一度でも税務調査が入ると、その後は信用ガタ落ちです。

前述のとおり、五年前までなら遡って申告できますから、
申告し忘れてしまった収入がある方は申告しましょう。

目を付けられて、しょっちゅう来られないように気を付けましょうね。

第2章 《実践知識編》

じゃあ、まず何から始めればいいのか？

まずは確定申告に必要な【帳簿の作成】をしましょう。

実際の管理や記帳は初心者にもカンタン便利な
「会計ソフトを使っただけの管理がオススメ」です!!

そして帳簿を記入する際に必要になる資料、
つまり領収書のたぐい(光熱費や携帯料金の請求書など)を
大事に保管するようにしてください。

これが無ければ始まりませんので、
くれぐれも【レシートや領収書は全て取っておく】ようにして下さい。

そして出来れば仕事用の口座やカードなどを用意しておき、
仕事に関わる入出金の記録を一元化しておくといいでしょう。

そうすることでお金の流れを把握しやすく、帳簿をつける際や
万が一の税務調査などの時には証拠としても役立ちます。

意識して帳簿をつけるクセをつけないと、スッカリ忘れてしまって
「一年分の帳簿を一気につけなければならない」ことに…

そうならないように、こまめに記入するのがコツです。

せどら一って何が経費になるの？

せどりの業務を行うにあたって必要になるものはもちろん全て経費となります。

携帯サーチをするのですから「携帯料金」も経費ですし、運営や電腦せどりに必要な「パソコンの通信費」も経費。

事務所があるのなら「賃料や光熱費」もそうですし、発送に掛かるメール便&宅急便などの「配送費」も同じく。

車で仕入れに行くのであれば「車検代やガソリン代」や、勉強の為に情報商材を買ったのなら「研修費」という経費です。

その他、事務用品や備品のたぐいだってもちろん経費となります。

ただし、ここで気を付けて欲しいのは、「プライベートと仕事の両方に関わるモノの計上の仕方」です。

携帯の料金やネット費用、クルマの維持費や光熱費など、**【どちらでも使っているものは按分して計上する事が必要】**になります。

なので、具体的な割合や細かな部分の解説などは [税金本や税務署の職員さんに聞きながら調べてみましょう。](#)

自分で調べたり帳簿をつけたりするのも仕事のうちですから。

「自分の物を売った場合」も計上するの？

せどらーが帳簿を始めてつける際に、
「おやっ？」と悩んでしまう微妙な問題。

【自分の持ち物を売った際の判断】というのは、
一体どのような扱いになっているのでしょうか？

実はこれ、オークションで売ろうがマケプレで売ろうが、
【自分や家族にとって生活に必要な物には税金が掛からない】のです。

あ、でもせどりの売り上げがそこそこある場合には、
仕事として継続的に仕入れていると見なされるでしょうから、
「自分の物を売ってただけだ!!」と言ってもさすがにムリがありますが・・・

ですが、売るつもりで仕入れたわけではなく、
あくまで「自分の趣味で買ったものを売った場合」には、
【売るために仕入れたものでないので課税対象にならない】のです。

とはいえ、税務調査が入った場合には
その証拠が無いとつかれますから、
「商品とは一緒に売らないほうが良い」ですね。

なるべくヤフオクでも違うアカウントを使ったり、
リアル店舗に売りに行ったりしたほうが無難です。

確定申告しなくていい方法は無いの？

前述したとおり、確定申告をしたとしても
「納税しなくてはいけないワケではない」のです。

【所得と同等の経費があるなら非課税になる】のです。

ようするに「赤字でもないけど黒字でもないトントンの状態」。
この状態であれば、申告しても納税の必要はありません。

ちなみにこれは悪いことでもブラックな手法でもなく、
法律にのっとった有効な節税の方法です。

具体的な計算の仕方はこうです。↓

+-----+
収入－経費－控除＝課税所得（課税の対象になるお金）
+-----+

つまりは経費で所得を相殺するような感覚ですね。
埋められるだけ埋めるだけでも効果は高いでしょう。

ですが以下の2点だけは忘れないでくださいね。

- 認められる経費は【仕事で掛かった経費だけ】です。
- 認められる領収書は【あなたが使った領収書だけ】です。

第3章 《参考知識編》

個人事業主のためのオススメ税金本

今までの解説で分からなかった点があった場合や
もっと詳しく知りたい・勉強したいという方はまず、
[【個人事業主向けの確定申告本】](#)で学んでください。

日本という国は税金の知識が無い場合、
「国民が損をする仕組みになっている」のです。

なので今、税金を勉強しておけば
今後の人生では一方的に損をすることは減るでしょう。

なににせよ勉強しておいて損はありません。
これから先も日本で暮らすのであれば、ね。

初心者の味方!!【簡易簿記対応・会計ソフト】

そして帳簿の管理や必要書類の作成に便利なのは
この[【簡易簿記対応の会計ソフト】](#)です。

大抵の場合、「20××年版」となっているものの、
アップグレードしなくともその部分だけ修正すれば提出可能です。

最新版をひとまず買って、しばらく使いましょう。

困ったときは《タックスアンサー》で調べよう!!

税務署まで言って、面と向かって聞くのはどうも・・・
かといって税理士さんに聞くのはお金が掛かるし・・・

と言う場合には、税務署のさらに上の存在である
国税庁のホームページ[《タックスアンサー》](#)で調べましょう!!

ここは税金に関連する質問疑問の答えが集結している、
ネット上の税務相談室なんです。

さらにキーワードによる検索もできますので、
税金の調べ物をする際には最も信頼できるサイトです。

■最後に

それでは、これらの情報源を存分に活用して
税金に対しての知識を身に付けてください。

字で読んでみると難しい感じがするかもしれませんが、
実際にやってみると「思ったよりもカンタン」です。

日本で暮らす以上は一生必要になる知識ですから、
人生を有利に過ごす為にも、ぜひ身に付けてみてください。

その他、せどりに関してのシゲキの活動は以下のとおりです。
何か役に立つことがあれば活用してみてくださいね。

これからせどりを始める初心者さんに向けた
コンビニせどりの基本編とも言えるノウハウ教材、
《コンビニせどり起業法》も無料配布中です。

現在までに**1000ダウンロード以上の実績**があり、
読者の中からは「月5万円を稼ぐ実践者」も輩出している教材です。

無料テキスト教材《コンビニせどり起業法》

お申し込み URL⇒<http://sedoraa.biz/ra/s/conbinisedoriiz>

+-----+

こちらは無料教材の元にもなったシゲキのせどりブログです。

《せどりブログ@シゲキは月50万現役プロせどらー。》

せどり専門のアメブロです⇒<http://ameblo.jp/sedry/>

無料テキスト教材【コンビニせどり起業法】にも載っていない、
「+αの濃いせどりネタが満載」です♪

そして!!

「シゲキの最新ネットビジネス活動を知りたいあなた」
には、こちら↓のツイッターを。

フォロワー数・2万人超の
ネット起業家・シゲキのツイッターIDは



《shigekinetbiz》です。

+-----+

こちらのツイッターではせどりはもちろん、
稼ぐためのネットビジネス全般の最新情報や
シゲキの活動近況&日常がリアルタイムで見られます。

※ネットビジネスで稼ぐためのツールや商材の
《無料オファー&クローズド案件のお知らせ》
なども、不定期ですが配信しております♪

ぶっちゃけ【その瞬間が旬の限定情報ばかり】ですから、
こまめにチェックしないと見逃しますよ・ニヤリ(ーー)